

無料

～子育てにやさしいまちづくり～

2人目以降の保育料



市では、安心して子どもを産み育てられる子育てにやさしいまちづくりの実現を目指し、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、保育所、幼稚園または認定こども園の保育料を免除する「すこやか子育て支援事業」を実施しています。

これまで、小学生以下の子どもが3人以上いることが条件でしたが、平成27年度からは、免除対象を「小学生以下の子どもが2人以上いる世帯」に範囲を拡大しました。

対象となる世帯には、減免申請書を配付していますので、こども課または有明支所に提出をしてください。



▶対象世帯 次のいずれにも該当する世帯

①小学生以下の児童が2人以上いる世帯で、第2子以降の児童が保育所、幼稚園または認定こども園に入園している世帯

②市民税所得割課税額 16万9000円未満の世帯

※保育料算定での市民税額は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除の税額控除をする前の税額です

▶免除対象額 第2子以降で保育所、幼稚園または認定こども園に入園している児童の保育料

▶問い合わせ先 こども課こども福祉班 (☎ 63-1111 内線 302)

平成27年度 男女共同参画週間

6月23日(火)～29日(月)



男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」。

その実現に向けて制定された「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、6月23日から29日までの一週間を「男女共同参画週間」として、さまざまな取り組みを通じて、男女共同参画基本法の目的や基本理念について皆さん一人一人の理解を深めることを目指しています。

この機会に私たちの身近にある「男女のパートナーシップ」について、考えてみませんか。

平成27年度のキャッチフレーズ

「地域力×女性力＝無限大の未来」

(千葉県 坂本直哉さんの作品)



▶問い合わせ先 政策企画課政策班 (☎ 63-1111 内線 146)